様式第２号（第３条関係）

審議会会議録

<table>
<tr><td>会 議 名 称</td><td colspan="3">令和５年度 第９期伊達市市民参加推進会議（第１回）</td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="3">議事（１）伊達市市民参加推進会議の概要について
（２）令和５年度市民参加の実施結果について
（３）第９期中間報告について</td></tr>
<tr><td>開 催 日 時</td><td colspan="3">令和６年３月14日（木）　午後３時00分～午後３時50分</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="3">伊達市役所本庁舎２階　会議室Ａ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出 席 委 員</td><td colspan="3">永井　真也　会長、宮澤　豊　副会長、山城　一郎　委員、
谷口　繁　委員、竹村　幸雄　委員、四戸　幸穂　委員、
荒井　秀樹　委員、千葉　慎太郎　委員、早坂　真　委員（計９名）
※欠席１名</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td colspan="2">企画財政部企画財政課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公開・非公開の別</td><td>■公　開</td><td>傍聴者人数</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>□非公開</td><td>非公開の理由</td><td></td></tr>
</table>

【審議会の概要】

１．開会（事務局：企画財政課長）
２．委嘱状交付
３．市長挨拶
４．委員及び事務局自己紹介
５．会長・副会長選任
　会長には永井委員、副会長には宮澤委員が選ばれた。

【以降、会長による議事進行】

６．議事　※議事については、資料に基づき事務局から説明

【質疑・意見交換】

□委員
市民と市を繋ぐ役割を担う人材とあるが、これは具体的になにかイメージしているものはあるのか。

■事務局
第８期の会議では、地域おこし協力隊のような外部人材の方がいたら良いというような意見が出ていた。また、市役所だけだとマンパワーも厳しいということもあるため、市内にいる人材など活用しながら分かりやすい情報発信をしていきたいということで考えている。

□委員
資料２別紙「伊達市立図書館整備基本構想（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果」をみると、市民参加条例のことに触れて意見を出されており、市より問題ないとの回答をされているようだが、これに関して補足説明をお願いしたい。

■事務局
パブリックコメントを実施する時期について、計画が固まってからパブリックコメントを実施するべきで、素案の段階で行うべきではないのではないかとの意見があった。
過去の市民参加推進会議の議論でもあったが、どの段階で実施するかは、案件ごとに異なるためこのような回答としたものである。

□委員
パブリックコメントの回答の際は、個別に訪問や電話でご回答し、納得頂いているのか。

■事務局
担当課の方には、内容にもよるが可能な限り書面だけでなく、対面や電話での回答を推奨している。

□委員
福祉関係のパブリックコメントの意見でも出されていたが、期間が30日だと複数あった場合にはなかなか難しいと感じる。
私も民生委員をしているため、確認したいことがあったが時間切れとなってしまった。

■事務局
他の市民の方からも同様のご意見を頂いているが、今回の福祉関係のパブリックコメントは同時期に６件実施された。これは、国からの通知がないと進めることができない等様々な事情もあり、タイトなスケジュールになってしまった。
今回は事務処理上難しかった部分があるが、今後実施する際には可能な範囲で工夫したい。

□委員
今回は、図書館整備基本構想に対するパブリックコメントが、今までにないほど意見が出ており、それだけ市民の方の関心も高かったということを実感している。
この中で、検討委員会の委員に関する意見が出されていた。
募集方法については、一般公募で委員募集されており、募集人数に対してたくさんの方の応募があったようであった。

□会長
回答を見ると、21名の応募があったとの記載がある。既にあった運営委員会の10名中４名が公募であり、今回の委員会のために加えて４名を公募で選んでいる。図書館司書の２名を含めると16名中８名は公募していることとなる。

□委員
確かに最終的には８名の公募となっているが、今回新規で決定した４名の方は全員女性であった。たしかに、子どもと一緒に利用されている方も多いので女性が多いのも理解できるが、図書館は様々な方が利用しているため、男性や様々な年齢層の方も入ってもよいのではないかと思った。

□会長
パブリックコメントの提出について、図書館整備基本構想では10名で24件、第４期障がい者計画は３名で４件、健康増進計画については３名で19件であった。
これをみると、１人で結構な数の意見を出している方が多いという印象がある。
率でいうと、健康増進計画に対するものが１人あたりの提出件数が多いが、内容をみると本当に細かいところまで１つ１つ聞いているような印象を受けた。
また、図書館整備基本構想に対しては、24件の意見の中にスクリーンが欲しいといったような細かい要望はあったが、図書館の建設に反対という意見はなかった。
しかし、中には指定管理者制度そのものが反対というような、図書館の建設と関係ない意見も見受けられた。
この会議では、いつも市に対し丁寧な回答をしてほしいと求めているが、パブリックコメントで求められてない意見が提出された場合は、市の職員の方もどう対応すべきかが悩ましいのではないかと感じた。

そのため、今後はこの会議でも、関係ない意見が提出されたときに、どのように対応してくべきか、話し合っておく必要があると考える。

□委員
これまでに明らかに違う意見が提出されたということはあったか。

■事務局
中にはそういったものもあるが、担当職員もこれまで真摯に対応し回答してきた。

□委員
今回の内容を見ても対応する職員の労力がとても大きいと思う。

□会長
実際は直営で管理されているのにも関わらず、指定管理者制度に対する意見がパブリックコメントとして意見提出されれば、それに対応しなければならないというのが現状である。

□委員
提出されたものに対しては、パブリックコメントにはそぐわないような内容のものでも、回答しなければならないということはあるのか。そのようなものには、別枠で回答するということは可能なのか。

■事務局
それは可能だと思う。また、中には誹謗中傷のようなものもあるため、このような場合は、実際に相手と直接話をし、理解されたうえで公表しないことも考えられる。

□委員
現在の第７次総合計画策定時には、今年度実施されたものよりさらに多い数のご意見が出されていたかと思う。先ほど会長がお話されていたとおり、どこかのタイミングで先を見据えて対応方法は決めておく必要はあると感じる。

□会長
文面だけを読むと、勘違いした指定管理者制度の話が記載されてあって、それがそのまま公表されてしまうと、ミスリードされてしまい誤った情報が伝わってしまう恐れもある。なんでも自由に意見を言えることは良いことだが、ある程度方向性に制限を設けたり、縛りをかけたりしないと、対応する側も大変になるし、社会規律もずれてしまう可能性もある。

□委員
資料２と３のまちづくり人材登録の活用実績に関することだが、登録者数が令和元年度69名から令和５年度53名となっている。これは、登録者が入れ替わってきているのか、または新規登録者がほとんどいなくて、以前からの登録者が辞めているのか。

■事務局
新規の方も入られているが、高齢や体調面を考慮され長く登録されていた方が辞められることも多い。

□委員
令和５年度には３名の新規の方が登録されていて、うち１名が20代の方ということだが、中間報告に向けて、若い世代を多く入れていくためには、日中にも参加できる方を入れていくことなのか、事務局としては何か考えられているか。

■事務局
様々な年齢の方が参加されていれば、多様な意見を頂ける機会の一つとなるが、現在は、若い方の市民参加が少ない。若い方が人材バンクに登録し市民参加をしていただけるように、書面やオンラインを併用しながら参加しやすい審議会の開催方法の検討をしていきたいと考えている。

□委員
他の審議会でも、オンラインで参加されている方がいたので、そういった併用ができたら良いと思う。

□委員
同じくまちづくり人材登録についてだが、登録してもなかなか声がかからないという意見がある。
また、人材バンク登録人数についても、審議会がこれだけある中で、そんなに多くはないような印象を受けた。おそらく人材バンクに登録していない方が、応募されて委員になられているということだとは思うが、そういった方たちにも登録いただくようにするなど市から呼びかけ等はされているか。

■事務局
市からも人材バンクへの登録については促すようにはしている。

□委員
登録される方は、希望分野の審議会に声かけていただければという気持ちを持って提出されているはずで、もったいないように感じる。

■事務局
委員の公募方法についても、最近公募で手を挙げてくださる方も増えてはいるが、せっかく人材バンクに登録してもらっているのでこのあたりの周知方法は今後考えていきたいと思う。

□会長
健康増進計画に対するパブリックコメントについて、１名の方がたくさん意見を提出されているが、この方は市の回答を受けて納得されているのか。

■事務局
ご本人にもご説明のうえ、公表に至っていると担当課より聞いている。

□会長
健康増進計画に対するパブリックコメントでは、近視対策に関する意見が提出されているが、そこでの回答で学校等と連携を図りという記載がある。
このように相手がある話だと、担当課だけでなく連携先の状況まで把握しておくことも必要であることから、答える際も少し大変なように思う。

□会長
次回は、中間報告に向けて意見をまとめることとなるが、本日出された意見も参考にしながら進めていきたいと思う。

閉　会

第９期　伊達市市民参加推進会議（第１回）

■ 日　時　令和６年３月 14 日(木)
　　午後３時から
■ 場　所　伊達市役所 本庁舎２階 会議室Ａ

■会議次第

１　開　会

２　委嘱状交付

３　市長挨拶

４　委員及び事務局自己紹介

５　会長・副会長選任

６　議　事

(1) 伊達市市民参加推進会議の概要　　**資料１**
(2) 令和５年度市民参加の実施結果について　　**資料２**
(3) その他（第９期中間報告について）　　**資料３**

７　閉　会

第９期　伊達市市民参加推進会議委員

任期２年：令和５年７月２日～令和７年７月１日

新規・再任	氏名	委員区分
再（2期）	永井（ナガイ）　真也（シンヤ）	学識委員 室蘭工業大学准教授
再（3期）	宮澤（ミヤザワ）　豊（ユタカ）	団体推薦者 伊達市連合自治会協議会推薦
再（2期）	山城（ヤマシロ）　一郎（イチロウ）	団体推薦者 伊達市連合自治会協議会推薦
新	谷口（タニグチ）　繁（シゲル）	団体推薦者 伊達市連合自治会協議会推薦
再（3期）	竹村（タケムラ）　幸雄（ユキオ）	公募市民 人材バンク
再（2期）	四戸（シノヘ）　幸穂（サチホ）	公募市民 人材バンク
新	大岩（オオイワ）　真由美（マユミ）	公募市民
新	荒井（アライ）　秀樹（ヒデキ）	公募市民
新	千葉（チバ）　慎太郎（シンタロウ）	公募市民
新	早坂（ハヤサカ）　真（マコト）	公募市民 人材バンク

市民参加の概要

1　市民参加条例について

施行日：平成 19 年4月1日
目　的：市政への市民参加の推進を図り、市民と市との協働によるまちづくりを進めるため
内　容：市民参加の基本的な事項を定めている。
～市民参加の対象や方法、市民参加推進会議の設置について（詳細、別添のとおり）

2　市民参加推進会議について

【第9期伊達市市民参加推進会議】

■任期：令和5年7月2日～令和7年7月1日（2年間）
■委員：10 名
・学識委員　　1名
・団体推薦者　3名（伊達市連合自治会協議会）
・公募市民　　6名

（1）本会議の役割

市民参加条例では、行政が市民の意見を聴くための様々なルールを定めるとともに、条例の内容が適正に実行されているかどうかを検証する第三者機関として「伊達市市民参加推進会議」の設置が規定されています。

本会議は、条例に基づき行われる市民参加の実施・運用状況の評価・検証や、市民参加の方法に関する調査研究などについて、市の機関の諮問に応じ、または市の機関に意見を述べる役割を担っています。

第４章　伊達市市民参加推進会議
（設置）
第 17 条　次に掲げる事項について、市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に意見を述べるため、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、伊達市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置くものとします。
（１）　この条例の改正又は廃止に関する事項
（２）　この条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項
（３）　この条例に基づく市民参加の実施及び運用の状況の評価に関する事項
（４）　市民参加の方法に関する調査研究に関する事項
（５）　前条第３項の規定による推進会議に求められた意見に関する事項
（６）　前各号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

（2）会議の流れ

１年目

①市から報告

市民参加の実施状況について

①前年度の市民参加実施結果
②翌年度の市民参加実施予定　など

②会議にて審議

会議内で議論・評価
市民参加の実施運用状況について

〇条例に基づき、市民参加が適切に行われているか。
〇市民参加の実施手法は適当か。
（パブコメ、審議会、説明会、アンケートなど）
〇市民参加を推進するために運用方法などに工夫、改善すべき点はないか。

■パブコメについて
・適切なスケジュールのもと実施されているか
・意見に対する回答が適切にされているか

■審議会について
・委員の公募が適切に行われているか
・公表、周知が適切にされているか　（開催案内、傍聴など）

③中間報告

中間報告書の作成
➡広報・ホームページで周知

〇これまでに議論されたこと、
今後にむけて議論すべきことを整理する。

２年目

④市から報告

⑤会議にて審議

⑥意見書提出

意見書（まとめ）の作成
➡市長に提出
広報・ホームページで周知

〇２年間の総括、今後の課題などを整理し、
市に対する意見書を作成のうえ市長へ提出。

令和５年度市民参加の実施結果について

１　令和５年度に実施された市民参加

令和5年度は、右表のとおり市民参加が実施されました。
実施内容の詳細について、別紙2資料にてご確認ください。

■パブコメについて
健康福祉部所管の各種計画の見直しや図書館整備に係る意見募集が実施されました。

■審議会について
総務課が担当している庁舎整備検討委員会には、高校生にも委員として出席頂いています。

市民参加の方法	実施件数
パブリックコメント	８件
審議会	70件
説明会	１件
アンケート	２件
ワークショップ	０件

※令和６年２月末時点の状況です。

２　まちづくり人材登録の活用実績

【年度別登録状況】

年度	年度当初登録者数	新規登録者数	審議会等登用者数	１人あたり最大審議会数
令和元年度	69	4	28	4
令和２年度	70	0	28	3
令和３年度	65	1	27	3
令和４年度	58	3	25	4
令和５年度	53	3	26	4

【令和６年２月末時点での登録状況（内訳）】

計　53名の方に
ご登録いただいています。

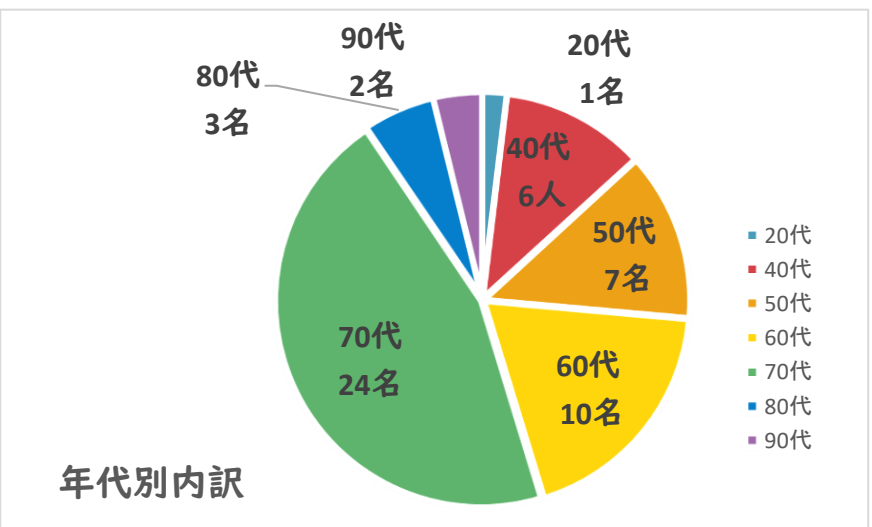

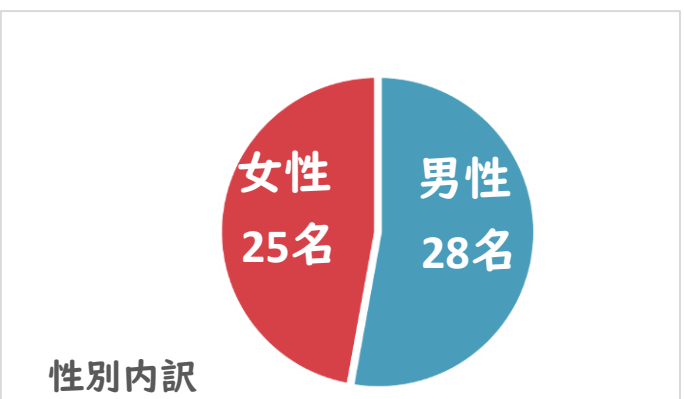

■まちづくり人材バンクについて
令和5年度は、3名の方に新規登録いただきました。（そのうち１名は、20代の方）
若い方も含め、幅広い方からの意見を取り入れることができるよう、市民参加と合わせて周知を行っていきたいと考えています。

令和５年度に実施された市民参加一覧

■ 市民意見の募集（パブリックコメント）

案件名	実施期間	意見件数（人数）	担当課
伊達市立図書館整備基本構想（案）について	令和５年12月８日～令和６年１月10日	24件（10人）	図書館
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期計画）案について	令和６年1月17日～令和６年２月５日	０件（０人）	高齢福祉課
第4期伊達市障がい者計画（案）について	令和６年1月17日～令和６年２月15日	４件（３人）	社会福祉課
第７期伊達市障がい者福祉計画（案）について		０件（０人）	
第5期伊達市地域福祉計画（案）について		０件（０人）	
第３期国民健康保険データヘルス計画・第4期伊達市特定健康診査等実施計画（案）について		０件（０人）	保険医療課
健康増進計画第3次健康づくり伊達21（案）について		19件（３人）	健康推進課
伊達市地球温暖化対策実行計画（区画施策編）案について	令和６年３月21日～令和６年４月19日	実施予定	環境衛生課

【意見の内訳】

反映	10件
既登載	4件
その他	33件
合計	47件

反映：意見の全て、または一部を案に反映するもの

既登載：既に案に盛り込んでいるもの

その他：その他の意見・今後の参考として伺ったもの

■ 説明会・アンケート

【説明会】

案件名	実施日	会場	参加人数	担当課
伊達市立図書館整備基本構想（案）について	令和5年12月15日	だて歴史の杜カルチャーセンター２階視聴覚室	25人	図書館

【アンケート】

アンケート名	実施日	回収率	担当課
第４期伊達市障がい者計画策定に係るアンケート（個人）	令和5年8月7日～8月31日	45.6%	社会福祉課
第４期伊達市障がい者計画策定に係るアンケート（団体）	令和5年8月7日～8月31日	73.3%	社会福祉課

■ 審議会

審議会名	会議回数	審議会の構成 公募委員／総数	男：女	人材バンク 登録人数	担当課
市民参加推進会議	3回	6人／10人	8：2	3人	企画財政課
地域公共交通活性化協議会	1回	0人／22人	22：0	0人	企画財政課
男女共同参画推進市民会議	1回	5人／12人	5：7	0人	企画財政課
庁舎整備検討委員会	2回	1人／8人	11：3	1人	総務課
表彰審議会	1回	0人／8人	7：1	0人	総務課
市史編さん委員会	2回	2人／6人	5：1	1人	総務課
行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会	1回	1人／5人	4：1	0人	職員法制課
第５期伊達市地域福祉計画策定委員会	3回	3人／12人	11：1	0人	社会福祉課
第４期伊達市障がい者計画策定委員会	3回	3人／14人	12：2	0人	社会福祉課
子ども・子育て会議	1回	1人／10人	7；3	1人	子育て支援課
福祉有償運送運営協議会	1回	1人／9人	9：0	0人	高齢福祉課
介護保険等運営協議会	4回	1人／10人	7；3	1人	高齢福祉課
国民健康保険運営協議会	3回	3人／9人	9：0	2人	保険医療課
健康づくり推進協議会	2回	1人／15人	11：4	1人	健康推進課
換地委員会（長和地区）	1回	0人／8人	8：0	0人	農地整備課
換地委員会（関内西地区）	1回	0人／8人	8：0	0人	農地整備課
換地委員会（大平地区）	1回	0人／8人	8：0	0人	農地整備課
再生可能エネルギー導入戦略検討委員会	1回	4人／15人	14：1	1人	環境衛生課
環境審議会	2回	3人／12人	11：1	3人	環境衛生課
都市計画マスタープラン市民会議	1回	4人／14人	11：3	4人	都市住宅課
上下水道事業経営審議会	1回	8人／10人	5：5	6人	上下水道課
大滝区地域協議会	1回	3人／10人	9：1	2人	地域振興課
図書館整備検討委員会	4回	8人／16人	6：10	4人	図書館
図書館運営協力会	3回	4人／10人	5：5	1人	図書館

第9期中間報告について

1　中間報告について

市民参加推進会議では、任期1年目に「中間報告」、2年目（任期の最後）に「意見書」「まとめ」のいずれかを作成し、市民に公表するなど活動状況の報告を行っている。

2　中間報告書提出までのスケジュール

前回提出時のスケジュールを参考に、下記の内容での実施を検討しています。
※あくまで例ですので、審議状況等により委員の皆さんとの調整のうえ決定する予定です。

①	**令和6年3月 14 日（本日）**	**令和5年度第1回市民参加推進会議（第9期）** …市民参加の概要、令和5年度の実施状況について報告
②	**令和6年5月中旬**	**令和6年度第1回市民参加推進会議（第9期）** …令和5年度市民参加実施結果について【報告】 令和6年度に実施予定について【報告】 第9期中間報告（案）について【審議】 ➡このタイミングで、中間報告（案）に関する意見を委員の皆様に伺う予定です。
③	**令和6年 6 月**	**令和6年度第2回市民参加推進会議（第9期）** …第9期中間報告の提出について【審議】

3　第８期意見書（令和3・4年度）で提出された主な内容

①多くの市民が意見をだしやすい環境が整備されつつある

…説明会やアンケート、ワークショップなど多様な市民参加の手法の実施により、多くの市民が意見を出しやすい環境が整備されつつある。

②市民参加に対する理解を深めるための職員研修の継続実施

…職員研修の実施により、部署を越えた連携によるワークショップの実施など、市職員に市民参加が浸透してきていると感じている。

③若い世代・多くの市民が参加しやすい市民参加制度の構築が必要

…若い世代も含め、新しい人材の市民参加を推進するためにも、幅広い情報発信とともに市民と市をつなぐ役割を担う人材活用のほか、多くの市民が参加しやすい市民参加制度の構築を行っていく必要がある。

※参考　これまでの主な意見・指摘事項

■第1期（平成 19・20 年度）

・パブリックコメントの回答に冷たい印象を一部受けた。丁寧な回答をお願いしたい。
・人材バンク登録者が少なく、広報などだけでなく地道な PR をしていく必要がある。

■第2期（平成 21・22 年度）

・「何を市民参加の対象とすべきか」についての議論を深め、対象とすべき政策を事前に明確化し、適切なスケジュール管理のもとで着実な実行をお願いしたい。
・審議会の答申前にパブリックコメントを実施すべきである。
・市民による政策提案、人材バンクの活性化にも、一層の尽力をお願いしたい。
・市民参加を実施する際の公表や資料については、市民にとってより見えやすくわかりやすい工夫をお願いしたい。

■第3期（平成 23・24 年度）

・実施予定と実績の件数に差異がある。
・市ホームページのリニューアルにあたり、見やすさをよくするなど常に分かりやすい対応を心がけてほしい。
・政策提案を受けた際の検討方法、公表方法、回答後のフォローアップについて、今後 さらなる工夫が必要
・審議会の委員公募の際に、年度によって、広報誌を通じた公募が行われたり、人材バンク登録者からの登用にとどまったりと、方法が一致していない。

■第4期（平成 25・26 年度）

・提出意見が少ない傾向が依然見受けられ、関係団体に集中的に周知を行うなど、意見募集時の周知・公表については配慮・工夫を考えていく必要がある。
・パブリックコメント以外の市民参加の方法（説明会等）を活用することにも目を向け、行政に対する意見を広く反映させるための尽力をお願いしたい。
・市民政策提案は第4期の活動期間中における提案はなかったが、今後政策提案があった際は、前回の提案での対応を十分検証された上での対応をお願いしたい。

■第5期（平成 27・28 年度）

・市職員対象に行われている「市民参加条例研修会」を継続して実施し、より広く市民の意見を吸い上げることができるよう市民参加制度の更なる浸透に努めることを期待する。
・若い世代に人材バンクのPRをしながら、審議会への参加や経験を積んでもらい、10 代など早い段階からまちづくりに関心をもってもらえる意識付けを考えていく必要がある。
・提出意見が少ない傾向が依然見受けられるため、要望によって関係団体への周知や制度の説明を行う必要がある。

■第6期（平成 29・30 年度）

・市民参加条例が職員に浸透してきている。今後も継続しさらなる浸透に努めることを期待。

・幅広い世代の市民参加に向けて、これまでの HP やフェイスブック、FM ラジオでの情報発信を評価する。今後は市民参加がしやすい環境づくりのため、会議の進行役となるファシリテーターの育成を行うなど、市民参加制度の認知度や満足度向上のため一層の周知・啓発をお願いしたい。

・パブリックコメントは丁寧できめ細やかな対応が行われている。今後継続し、形式化しないよう取組を続けてほしい。

■第7期（令和元・2年度）

・説明会やアンケート、ワークショップなど多様な市民参加の手法の実施により、若い世代や女性など幅広い世代の市民が意見を出しやすい環境が整備されてきている。今後も様々な手法を組み合わせながら取組を進めていく必要がある。

・市職員の中に市民参加に対する意識の差が生じていることが見受けられたので、研修会を通じて市民参加への意識の高揚を図ってもらいたい。

・パブリックコメントは丁寧できめ細やかな対応が行われている。今後継続し、形式化しないよう取組を続けてほしい。

【これまで改善をおこなってきた点】

（周知方法の改善）

・パブリックコメントコーナーの設置

・広報だて表紙へのお知らせ掲載

・まちづくり人材バンクを広報・HPにて再周知・facebook にて周知

・まちづくり人材バンクポスターを市内事業所等に設置及び回覧依頼

（市民参加に対する庁内での意識統一）

・庁内研修会の開催・参加対象の拡大

・推進会議意見の庁内周知

（実施方法の改善）

・市民参加の実施、不実施等について事前協議制のルール化

・意見の取り扱い状況の明確化

・パブリックコメントの書式の統一化

・概要版の作成

・審議会委員の公募方法の統一

（市民参加しやすい環境づくり）

・パブリックコメントに対する丁寧な対応

伊達市立図書館整備基本構想（素案）
に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

「伊達市立図書館」は、開館から 43 年が経ち、施設の老朽化はもとより、開館当時に図書館に求められていた機能が変化しているなどの課題を抱えており、より良い図書館サービスを提供するため、新たな図書館の整備が求められています。

この度、新たに図書館を整備するにあたり、「伊達市立図書館整備検討委員会」を立ち上げ検討を行っており、委員会において出た意見等を基に「図書館整備基本構想（素案）」がまとまりましたので、この（素案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

教育部　図書館

■意見募集案件　「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」の策定

■意見募集期間　令和５年12月８日（金）から令和６年１月10日（水）まで
（３４日間）

■意見提出方法　別紙**「意見用紙」等**により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。

※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

■意見提出先
◎持　参　伊達市立図書館本館（伊達市梅本町67番地５）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0022　伊達市梅本町67番地５
伊達市教育委員会教育部図書館業務係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：０１４２－２５－２５５１
◎電子メール　アドレス：toshokan@city.date.hokkaido.jp

■閲覧場所
◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第２庁舎・大滝総合支所）
◎伊達市立図書館（本館・大滝分室）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

別　紙

伊達市立図書館整備基本構想（素案）
に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

意　見　用　紙

■意見募集期間　令和５年12月８日（金）から令和６年１月10日（水）まで（34日間）

■意見提出先
◎持　参　伊達市立図書館本館（伊達市梅本町67番地５）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0022　伊達市梅本町67番地５
　伊達市教育委員会教育部図書館業務係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：０１４２－２５－２５５１
◎電子メール　アドレス：toshokan@city.date.hokkaido.jp

ご　氏　名	
ご　住　所	電話番号 （　　）

※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

ご　意　見

伊達市立図書館整備基本構想（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案件名	「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」の策定		
募集期間	令和５年12月８日（金）から令和６年１月10日（水）まで（３４日間）		
有効な意見の件数（意見提出者数）	24 件 （ 10 名 ） ※意見番号数：21件		
無記名などにより無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有効な意見の取扱い	反映	意見の全て、または一部を案に反映するもの	4 件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	その他	その他の意見・今後の参考として伺ったもの	19 件
有効な意見の提出方法	電子メール		6 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参（担当課窓口・意見投函箱）		4 名
お問い合わせ先	伊達市教育委員会教育部図書館業務係（伊達市立図書館本館） 〒052-0022 伊達市梅本町67番地５ 電話番号 ：０１４２－２５－３３３６ ＦＡＸ番号 ：０１４２－２５－２５５１ Ｅメール ：toshokan@city.date.hokkaido.jp		

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	・個別学習など多様な学びへの配慮、に賛成します 　中高生が、「市内に勉強する場所がない」と室蘭市に通っています。子どもらが、ＪＲの時刻に左右されず、集中して勉強に取り組めるよう、学習空間の充実を期待します。 　現役世代が個別に、またはグループで資料を調べ議論できる場所、自己研鑽に当てられる空間もがあることも望ましいです。需要の多い業種を優先して資料の充実も望みたいです。 　子どもや親世代に資源を注力して、全体を活性化、人口増に繋げたい資料の方針に合うと思います。 ・太陽光発電などのエコシステムの導入に反対します 　太陽光発電に燃料が必要ないようでも、落下、火災での扱いが問題になります。 　パネル作成にはシリコンや希少金属が必要です。シリコンの生産には大量の電力が必要です。希少金属の採掘での環境汚染、労働者の安全性、生産地である新疆ウイグル自治区での人権問題もあります。 　本当に環境に優しいのか、経済・人権・国防の観点からの問題点など、図書館にも問題提起する書籍は多数あります。子ども達に考えるための情報を提供し、勉強会を開催するのは良いと思いますが、図書館が率先して導入することは、先入観を与えかねません。	**【　既登載　】** 　静かな空間とした個別学習スペースや、グループでの議論や学習に対応できるスペースを設けることを想定しております。 　また、資料については、ニーズを把握し、徐々に充実させていきたいと考えています。 **【　その他　】** 　地球温暖化対策の取組として太陽光パネルを設置する予定です。 　太陽光パネルについては、クリーンエネルギーを導入することで、市民の方に環境問題について関心を持っていただくことにつなげていきたいと考えています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	１　全体スケジュールについて 合併特例債を使って新しい図書館を建設するという方向性を示してから、急遽図書館整備検討委員会が設置されました。第１回の検討委員会は10月27 日に開催され、第２回は11 月17 日に開催されました。この段階では、新しい図書館の施設や設備、運営面について、検討委員会としての考え方がまとまっておらず、１月19 日に開催予定の第３回の検討委員会で提言書の内容について審議することになりました。検討委員会での十分な審議が行われていないにもかかわらず、11 月22 日には市議会全員協議会での説明、12 月１日には第４回定例会に「基本・実施設計」経費に係る補正予算案が提出されました。 更に、１月19 日開催予定の第３回検討委員会で提言書を審議し、２月９日開催予定の第４回検討委員会で最終案を確定し、２月中旬に教育長に提言書を提出する予定となっていますが、その間にも１月下旬に市議会全員協議会が予定されており、基本・実施設計業務委託の発注が予定されています。 更に、２月下旬の第１回定例会に「基本・実施設計」経費に係る当初予算案を提出し、市議会全員協議会を経て図書館整備基本構想を決定するスケジュールになっています。 このように、図書館整備検討委員会での十分な審議が行われていないにもかかわらず、見切り発車気味に市議会全員協議会での説明や補正予算が提出されており、図書館整備検討委員会は、初めから重要視されておらず、形だけ設置すれば良い的なニュアンスを感じました。 結論から言うと、全体スケジュールは誰が見ても信じられないような厳しいスケジュールで、こんな厳しいスケジュールで良い案が出るとは到底思えません。市民が切望する新しい図書館は、十分な議論を尽くしたうえで最終決定するという考え方に何故至らなかったのでしょうか。合併特例債も理解しますが、数億円かけてこんな施設かと市民から言われないように、十分な時間をかけるべきだと思いますが。	**【　その他　】** 令和２年度に一旦事業を凍結するまでに、伊達市立図書館あり方検討委員会において議論を重ね、図書館に関する方針について提言をいただいており、図書館運営協力会からも毎年提言をいただいています。 今回、再整備の検討にあたっては、これまでの提言を踏まえたうえで、市民の皆様から多数のご意見をいただき、図書館整備検討委員会においては、新たに新図書館に求められる機能などについての提言をしていただきます。 整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、決して議論が不十分であるとは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-2	２ 図書館整備検討委員会について 10 月27 日に設置された図書館整備検討委員会は、16 名の委員で構成されていますが、一般公募委員は４名で、図書館運営協力会から10 名、司書教諭２名となっています。そもそも図書館整備検討委員会という附属機関は、伊達市民全体の代表者で構成すべきではないでしょうか。 図書館運営協力会は、図書館の身内の組織であり、身内から10 名も選出しては、伊達市全体の代表者と言えますか。委員数も16 名では多すぎで、10 名程度とし、地域や年齢、男女の比率を考慮して、すべて一般公募による委員にすべきではないかと思いました。 会議の概要について会議等報告書を読ませていただきましたが、委員の名前は掲載していませんが、このレベルでは新しい図書館を検討する委員としてはとても無理だなと感じる意見が相当見受けられました。「木を見て森を見ず」とは、その人を責めるのではなく、その人を人選した事務局側に責任があると思います。 附属機関の委員の人選は、ある意味、市の幹部職員の能力が試されます。会議等報告書を読んだ市民が、「これじゃだめだよね」と匙を投げるような人選では、とてもうまくいくとは思えません。	**【　その他　】** 図書館運営協力会の委員は、各分野の団体から推薦された６名及び一般公募で応募された４名で構成されています。 また、図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名に加え、一般公募４名、学校司書２名の16名で構成されております。 市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-3	３ 新図書館の基本的な考え方について 伊達市図書館条例について、新図書館と現図書館が一体として図書館条例に入るのか、現図書館は別の公の施設として新たな条例を作るのか、この点を検討委員会で明確に示さないと議論が進まないと思いました。 現図書館の総面積が960 ㎡で、新図書館の総面積もレイアウトイメージでは1,320 ㎡なので、一体として考えるのであれば2,280 ㎡で、議論する価値はありますが、一体として考えるのではないと言うことであれば、新図書館に今ある機能をほとんど持っていくとなんら今までと変わらなく、議論の余地はほとんどないと思います。 合併特例債を使っての事業なので、色々と制約があると思いますが、現図書館と新図書館を一体として2,000 ㎡を超える図書館にして欲しいと思います。アドバイザーが言っているとおり、連絡通路でつないで、現図書館は幼児や小学生中心の図書館、新図書館は中高生からシニアまで利用できる図書館にして欲しいと思います。 図書が主役の図書館ではなく、人間が主役の図書館というコンセプトで、書架は可能な限り少なくして、空間を多くとってください。札幌市の札幌文化芸術劇場hitaru 内にある「札幌市図書・情報館」は人間が主役の図書館です。多くの市民が自由に滞在できる空間がたくさんあります。是非、参考にしてください。	**【　その他　】** 現図書館施設の後利用については、正式に決定していないため、図書館基本構想（素案）において明確な表現はしておりませんが、伊達市図書館条例は、新図書館についての条例とする予定です。 しかしながら、図書館整備検討委員会においては、新図書館と現図書館の後利用施設を一体的に運用するイメージをもとに、新図書館に必要な機能について検討を進めていただいています。 また、新しい図書館は、ご提案のとおり、多世代が気軽に集える施設にしたいと考えています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-4	４　市民のコンセンサス カルチャーセンターや伊達市体育館の場合も十分に時間をかけて議論し、ある程度関係者のコンセンサスを得てから建設に着手しました。建設に着手する前段で財源をどうするかという議論になると思います。しかし、今回は、全く市民のコンセンサスを得ないまま、合併特例債という財源が先行し、合併特例債に縛られて、スケジュールを決めるという全くナンセンスな手法を取りました。 市民あっての行政であって、市民のコンセンサスを得ない大型事業はあってはならないと思います。市役所は、市民あっての市役所であり、市役所職員は全体の奉仕者であるという事をもう一度、胸に刻んでください。市民のコンセンサスが最も重要なファクターだと思います。	**【　その他　】** 図書館再整備に当たり、将来にわたり財政負担を残さないためにも財源として合併特例債を利用することについては、事業の一時凍結前にも議論されてきたところであり、現在の図書館整備検討委員会においては、これまでいただいた提言内容を踏まえ、これからの図書館について検討していただいています。 有利な財源である合併特例債の適用期限があるため、整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、新しい図書館の整備は市民が待ち望んでいることであり、多くの市民の皆様に意見をいただきながら、整備を進めていきたいと考えております。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-5	５　パブリックコメントについて パブリックコメントは、伊達市市民参加条例第７条第１項により行わなければなりません。第４号では「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更」となっています。これは、基本計画や整備基本構想の策定については、市が策定した最終案について、市民の意見を求めるものです。スケジュールでいくと、図書館整備検討委員会からの提言を受けて平成６年２月中旬に策定する図書館整備基本構想に対してパブリックコメントを求めて、最終案を決定するというスケジュールになります。 今回の素案に対するパブリックコメントは、伊達市市民参加条例第７条によるパブリックコメントとは言えません。２月中旬に予定されている市議会全員協議会を経て、「図書館整備基本構想」の決定となっていますが、この後に、パブリックコメントをしなければなりません。伊達市市民参加条例第８条によるパブリックコメントや市民説明会は、素案ではなくて最終案について市民の意見を聴くことになっています。第７条第１項第４号で基本計画の策定、利用や運営に関する方針の策定となっています。伊達市市民参加条例を遵守してパブリックコメントを実施してください。	**【　その他　】** この度のパブリックコメントは「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」に関して、広く市民の意見を求めるものであり、今回のパブリックコメントでいただいたご意見や、市民説明会でのご意見、図書館整備検討委員会からの提言などを可能な限り反映させて、「伊達市立図書館整備基本構想」の策定につなげていくものです。 今回お示ししている基本構想は最終的な案ではありませんが、広く市民意見を反映させるパブリックコメントの意図に反してはいないと考えています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	素晴らしい素案作成お疲れ様です。 素案が抽象的表現で纏まっておりますが、以下の点につきましては、当然考慮されたものとは存じますが、念のため希望を申し上げます。よろしくお願いします。 ① 《よむ・よむ》カードのスマホアプリ化 ② 個人用ブースの設置（ 5室位） ③ 視聴覚ライブラリーの整備・貸し出し（ ジャンルは、希望聴取） ④ ｉｐａｄ等電子機器の館内貸し出し ⑤ 採光を工夫し、開放的な閲覧室 以上	**【　反映　】** ① 《よむ・よむ》カードのスマホアプリ化については、図書館システムを室蘭市・登別市と共同運用しているため、他の２市と協議しながら検討を進めていきたいと考えています。 ② 静かに本を読んだり学習したい方のため、個別学習スペースを設置する予定です。 ③ 視聴覚ライブラリーについては、将来の利用ニーズを踏まえて検討いたします。 ④ 今後のデジタル化の進み方や利用ニーズを踏まえて検討いたします。 ⑤ 明るく開放的な図書館にしたいと考えており、閲覧スペースについてもゆったりと過ごすことができる空間を目指します。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
4	4-1	１．蔵書の開架率を上げていただきたい 蔵書数10万冊の内、現在回されているのは７割程度と12月15日の説明会で示されました。図書館は新たな知との出会いの場です。どのような書籍があるか開架して市民の目に止まるようにしてもらうことを願います。バリアフリー化構想で書架が増えることはないとの説明でしたが、そうであれば、書庫にある資料を来館者に知らせる工夫を要望します。 ２．子どもたちの意見を取り上げ、子どもが来館しやすい図書館にしていただきたい すでに子どもたちへのアンケートが行われているとの説明がありました。どのような意見があったのか、その声を機会を見て紹介していただき、どのように反映されようとしているかをわかりやすく示してくださるよう要望します。 説明会では自習室についての要望もありましたが、机上に荷物を置ける広さと電子端末を利用できるＵＳＢポートなどを用意してもらうと利用しやすいと考えます。 ３．司書の増員と正規雇用化、直営方式での運用 説明会では会計年度職員として雇用という説明でしたが、図書館の機能拡大にともなって、利用者の利便性向上をはかる上で、常勤正規の司書の存在は欠かせません。館長は専門職ではないとのことでしたので、なおのこと司書の役割は重要です。同時に、当面直営方式での運用を行うという説明もありましたが、この点と合わせて利用者にとって利便性の高い図書館となるよう、財政面での奮闘を期待します。	**【　反映　】** 開架スペースについては、本を探しやすい配架を心がけるとともに、レファレンスサービスや蔵書検索機能の充実により、書庫に保管している資料について、来館者に周知するよう努めます。 **【　反映　】** 市内の小中学校、義務教育学校及び高等学校において実施した図書館に関するアンケート結果については、第２回伊達市立図書館整備検討委員会会議録資料として市ホームページに掲載しています。 また自習スペースについては、パソコンなどの電子機器の持ち込みに対応した設備にしたいと考えています。 **【　その他　】** 図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
5	5-1	むやみに広くなくていいです。 欲しい本がすぐ読めるように予算を組んでもらいたいです。以前はリクエストしたら割合すぐ買ってくれていたのに「リクエストいただいた本を入荷する予定はありません」と断られて最近も読みたい本をリクエストしたところ、14～15人待ちの予約が入っていると言われて読めずにいます。 ２週間に一度は必ず利用していますが、もっと生活に役立つ情報や面白い本を取り揃えてほしいです。英字新聞（ジャパンタイムズ）も入れてほしいです。 最後に本を読む場所で自主学習に使えるコンパートメント学習机とお弁当などを気軽に食べれる自販機付きの場所を用意していただけるとうれしいです。 読んでくださってありがとうございました。	**【　反映　】** 限られた予算の範囲内で多くの人に読まれるであろう本を中心に選書しているため、全てのリクエストに対応することはできませんが、可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。 また、個人が集中して学習することができるスペースや飲食可能な交流スペースの設置を考えています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-1	【運営について】 新図書館の管理体制に関し、影山教育長は、新図書館を民間委託はせず、市の直轄にすると明言されました。教育長の考えに、大いに賛成します。以下に理由を述べます。 　最近多くの公立図書館が指定管理制を取り、CCC、TRC等に管理を任せているが、多くのところで、問題が生じています。最近も和歌山市民図書館（ツタヤ・CCC運営）において、館内で所在不明の図書が急増したそうです。つまり、合理化等によって図書館本来の業務が疎かになっているということである。 　また、TRC（図書流通センター）の指定管理制が取られている苫小牧市民図書館においては、利用者情報が、捜査令状もないのに警察に積極的に提供された、ということも起こっていると聞く。これは、※「図書館の自由」を犯しかねないものである。 ※「日本図書館協会　JLA」による「図書館の自由に関する宣言」 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。 　第1 図書館は資料収集の自由を有する。 　第2 図書館は資料提供の自由を有する。 　第3 図書館は利用者の秘密を守る。 　第4 図書館はすべての検閲に反対する。 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。 　元々、図書館というのは営利を目指すものではない（図書館法十七条によって、資料の利用に対する如何なる対価をも徴収してはならない、と定められている。）ため、営利企業の収益は確保できない。よって、手抜きをする、働く人の賃金を抑えるなどという方策をとることになる。そうなると、図書館の本来の業務が疎かになり、公共性や信頼性を損なうことになる。 　図書館は市の直営とし、市が責任を持って運営していただきたい。	**【　その他　】** 　図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-2	【 施設の内部デザイン及び立地等について】 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することが最も重要な役割である。親しみやすい図書館であるように、談話スペースや飲食スペースを持つことはいいことだと思うが、そのために書架のスペースがなくなってしまうようでは、本末転倒である。予算、施設の広さを鑑みて、無理のない程度に考えていただきたい。例えば、素案にあるような立地であれば、食育センターとの連携で飲食スペースを確保する。また、現図書館の場所に、談話スペースを子どもの遊び場に隣接して作るという方法もあるだろう。	**【　その他　】** 図書館の内部デザイン等については、無理の無い予算の範囲内で書架スペースや他のスペースのバランス等が利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めていきます。また、近隣施設と連携を図りながら、サービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-3	【施設の管理・運営について】 図書館は、市民の財産として、市が責任を持って運営し、人員を配置してほしい。 最近、公立図書館で指定管理制をとっているところが増えている。民間企業への委託では、確かに見栄えが良くなったり、入館者数が増えたりする（つまり集客力がある）ことがあるが、こういうことばかりに気を取られると、図書館本来の機能が見失われるのではないか。多くの人が借りているからその書籍には価値がある、というものではない。 市民が調査研究を行うための資料を広く提供する、というのは、公立図書館の重要な任務である。たとえ、利用者が少なくとも、社会的、歴史的に重要な資料が、市民の知らないうちにどんどん廃棄されていくようなことがあってはならない。 公立図書館は、住民の生涯学習を支えるものであり、収益を上げることを考えねばならない民間企業への委託はそぐわない。 図書館は、伊達市がしっかり管理していくべきであるし、図書館本来の任務を理解し、書物への興味と深い見識を持つ人材を、伊達市として責任を持って配置し、育てていくことを望む。	**【　その他　】** 図書館の運営方法については、住民の生涯学習活動を支えるため資料を広く提供可能な施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-4	【図書館整備の進め方について】 新図書館整備について、検討委員会を設け、また市民説明会を実施するなど、住民参加の場を多く設定していることについては、伊達市の姿勢を高く評価します。 しかしながら、検討委員会の選任について、もう少し工夫の余地があるのではないかと思いました。以下具体的に述べます。 ①せっかく公募委員を募りながら、公募委員の人数が4人というのは少なすぎる。また、この僅かの公募委員の人選に偏りがあるように思える。 子育て世代を大事にすることが悪いとは言わないが、図書館の利用者には、高齢者も多いのに、この層を軽視してはならない。各年齢層の一般市民からバランス良く委員を選出するべきである。 教育基本法にもあるように、公立図書館は社会教育のための機関である。そして、公立図書館は住民の生涯学習を支える施設であるということを考えるならば、各年齢層を考慮することが求められる。 ②公募委員の数が少ないことにも関わりがあるが、その倍の人数が「図書館運営協力会員」に充てられていることに疑問を感じる。なぜなら、「協力会」というのが「会」であるのなら、その中である程度、意見をまとめてだすことができるからである。はじめに「人数ありき」であるのならば、こんなに多人数を「協力会」に充てるよりは、むしろ、公募委員の数を増やし、一般市民から広く募るべきである。 ③検討委員の公募には何人の応募があり、どういう基準で選出したのかについて、情報公開してほしい。	**【　その他　】** 図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名（一般公募４名含む）に加え、一般公募４名、学校司書２名の16名で構成されております。 市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えております。 図書館運営協力会からは図書館運営の改善点について毎年提言をいただいており、委員任期が２年で、各分野の団体から推薦された６名及び一般公募で応募された４名で構成されているため、市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいています。 一般公募に21名の市民の方々から応募があり、年齢構成など全体のバランスを考慮して決定しました。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
7	7－1	図書館の指定管理制度導入は絶対に認められません。 市内にある会館を地元の人たちに運営を任せる指定管理はカネもうけではないから問題ありません。けれども図書館はそれなりのノウハウを持っている団体が運営するしかないから、地元の自治会の人たちで運営することはできません。 しかしノウハウがあるからといって、カネもうけそのものが目的の企業に運営を任せることは、図書館をカネもうけの道具にすることを意味します。図書館法は「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価を徴収してはならない」ことになっていますから、企業が運営すると当然他の方法でカネもうけすることになります。まず図書館でさまざまな商品を販売することです。次に自治体から入る財政からマージンを取るでしょう。その方法は二つしかありません。一つは、購入する本をケチることであり、もう一つは、図書館で働く人の給与を削ることです。いずれにしろ税金をだまし取ることです。 これは、図書館を利用する人のためにならないばかりか、自治体や図書館で働く人の利害に反することです。だから図書館の指定管理制度導入は許されないのです。 影山教育長は、市議会でも市民説明会でも「図書館の直営を維持する」と明言されました。しかしその言葉を真に受けられないのは、教育長が「なぜ直営がいいのか？指定管理制度ではいけないのか？」ということを全く言わないからです。もしかしたら「反対の声が多いから」ということだけではないのか？　そう勘ぐってしまいます。 私は図書館を新しくすることに異論はありません。今まで通りに利用できれば誰も異論をはさむことはないと思います。ただ他の自治体で図書館の指定管理制度導入が進んでおり、伊達市でもスポーツ施設を怪しげな企業の指定管理に任せるようなことがある以上、黙っているわけにはいかないのです。	**【　その他　】** 図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設で、安定した運営となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8－1	○市立図書館の指定管理者制について： 　説明会等で新しい図書館も市の直営で行う意向が明らかにされたことはよかったが、今後のことも念頭に置き、指定管理者制の問題点等を指摘しておきたい。 １．図書館は他の施設と異なり収益が伴わないものであり、指定管理者の収入は専ら自治体からの委託料のみである。しかし、民間企業は収益を上げることが第一であり、そこに委託するほうが安いというは矛盾することである。考えられるのは人件費の節約だろうが、図書館で働く人はすでに非正規雇用がほとんどであり、これ以上圧縮できるものではない。 これ以上人件費を減らすとすれば、それは劣悪なブラック労働になる。 ★図書館の指定管理者制は、誰もが無料で利用できる社会の富を、金儲けの道具として提供することを意味すると考えます。 ２．「行政の負担を減らす」という考え方があるが、これは市（自治体）の力が削がれるということである。 　公共図書館は市民の財産であり、長きに渡って運営し蓄積してきたものを捨てるべきではない。さらに、市民活動センターにかかわる条例では、『第 1 項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第 5 条、第 6 条及び第 12 条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする』、と記載されており、市長の権限を指定管理者に一部委譲されていることがわかる。 　選挙によって選ばれる市長の権限を、一部とはいえ公共の財産であり、教育機関でもある図書館の指定管理者に与えることになるのは、いかがなものか。 ３．今まで市が行ってきた指定管理者制について、市民に意向を問われた覚えがないが、一般に、いつどのようなプロセスを経て決定されて来たのか、こと図書館に関しては、広く市民の考えを聴くことなく移行することはないのか等について説明を求めます。	**【　その他　】** 　図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。 　また、一般的に、指定管理者制度を導入する場合は、市の条例を改正することとなりますので、その際に市民の皆様から意見をいただくことになります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-2	市立図書館整備検討委員会の委員について ・一般公募に応募した市民は何人いたのか教えてください。 ・図書館運営協力会に一般市民はどのようにかかわる、あるいは入会することができるのか教えてください。 ・検討委員会委員 16 名中、一般公募が 4 名というのはずいぶん少ないと感じます。しかもその中には高校教頭など、本来有識者枠等に該当する人が含まれていて、一般市民の参加枠を減らしています。一方で、図書館運営協力会に属する人が委員の 6 割以上占めています。もちろん、図書館運営協力会のみなさんの日ごろの活動には感謝しています。その上で、運営協力会にはそれ自体の会議があるので、協力会としての意見をまとめておくことができるはずです。そうすれば、一般公募の人数を増やせるでしょう。応募した人は、図書館への関心がかなり高い人でしょうから、落選者は傍聴参加した際に発言の機会があるなどの考慮があればと思います。（委員会規則で傍聴者の発言を認めることを記載すれば発言可能） ・アドバイザーの一人が、指定管理者 TRC で図書館長を務めた経験のある方になっています。指定管理者制は図書館にそぐわないという問題提起が、日本図書協会や図書館友の会全国連絡会などからなされている中で、この人選には疑問を持ちます。このことが、市立図書館がいずれ指定管理者制度に移行するのではないかと疑われる一つの要因になっています。	**【　その他　】** 一般公募に21名の市民の方々から応募がありました。 図書館運営協力会の委員は、任期が２年（現委員は令和７年５月31日まで）で、各分野の団体から推薦された６名及び一般公募で応募された４名で構成されているため、図書館整備検討委員会の一般公募委員同様に応募することができます。 図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名（一般公募４名含む）に加え、一般公募４名、学校司書２名の16名で構成されております。 市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいています。 一般公募から漏れた方も含めて市民の皆様から、パブリック・コメントや市民説明会でご意見をいただける機会を設けております。 アドバイザーについては、司書資格があり、図書館長経験や図書館学に実績のある方にお願いしたものです。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-3	○図書館の運営に関して ・閲覧回数の少ない本を処分するのは止めてください。閲覧回数が本の価値が決めるわけではありません。 ・図書館の来館者数（にぎわい）を、図書館の価値の指標としないことを望みます。 ・現図書館を「子どもの遊び場」とともに「コミュニティスペース」として利用できるとよいと思います。 　図書館は、本を読んだり学習したり調べものしたりするための静寂であるべき場所なので、数人で集まって会話をすることができません。別棟にコミュニティスペースがあれば、とても役立ちます。 　一方で、図書館検討委員会を傍聴して毎回感じるのは、新図書館に「にぎわい」を求めているような雰囲気があることです。新図書館には、今まで通り「図書館の静寂」を維持してほしいです。 　ただし、室蘭市立図書館のように、閲覧場所と区切られた所に自販機とイス・テーブル等があるのはいいと思います。	**【　その他　】** 　本の処分については、汚損または破損の甚だしい物や内容が古く史料価値の無くなったものを対象としており、閲覧回数のみを基準としていません。 　現図書館の後利用施設については、正式に決定していないため、図書館基本構想（素案）において明確な表現はしておりませんが、図書館整備検討委員会においては、新図書館と現図書館の後利用施設を一体的に運用するイメージをもとに、新図書館に必要な機能について検討を進めていただいています。 　また、新しい図書館は多世代が気軽に集える施設にしたいと考えており、個人が集中して学習することができるスペースや飲食可能な交流スペースの設置を考えています。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-1	スケジュールなど パブコメ〆切はもう少しのばしても今後のスケジュールに間に合うと思うがナゼ早めているのか? 〈なぜ〉　12月に市の説明会が開かれた。市議会が今後1/13に市民意見を聞く会を開く。これも市民に還元してほしい。また、検討委員会が2回と議論が煮詰まっていない。今後3～4回がおこなわれること。委員会でより深く議論し結果を市民に知らせてもらいたい。そのうえでパブコメはやったほうが良いと思います。パブリックコメントの〆切が1/10というのは、早すぎではないでしょうか? 基本(本・知的情報など) ●人口が減少しても、必要な図書数が減っても良い、と言う事にはならない。(パブコメ資料の人口推移は意味がない)　　図書は、手に取って概要を見ることが出来る事が、本を選ぶときの重要なポイントになる。現物がある事が大切と思っている。(勿論次善の策として、他の図書館から借りられるのは良いことです) ●図書館は本などを借りられること・その他の知的情報を得る場所であることを第一としてもらいたい。ゆっくりと本などを読む場所を確保してほしい。 ●図書館は直営のままが良い。 ●司書さんについては、職員化を希望する。司書の職務に専念できるように、長く市民の為に働いてくれるためにも待遇は重要。館長については、図書館業務に精通した人になってほしい。2年～3年で交代する今のやり方は、図書館をもっと良くするためには問題がある。	**【　その他　】** 令和２年度に一旦事業を凍結するまでに、伊達市立図書館あり方検討委員会において議論を重ね、図書館に関する方針について提言をいただいており、図書館運営協力会からも毎年提言をいただいています。 今回、再整備の検討にあたっては、これまでの提言を踏まえたうえで、市民の皆様から多数のご意見をいただき、図書館整備検討委員会においては、新たに新図書館に求められる機能などについての提言をしていただきます。 整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、決して議論が不十分であるとは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。 なお、パブリック・コメント募集期間は条例により30日以上となっており、今回の募集期間は34日となっております。 また、市民説明会等でいただいた市民意見は適宜図書館整備検討委員会会議に報告しており、委員会において提言書（案）の協議資料としていただいております。 図書の貸出については、今後とも西いぶり広域図書館として室蘭市・登別市と連携を図るなどして進めてまいります。 図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-2	●図書館が新しくなる時、図書の見直しと新規購入について力を入れてもらいたい。 市民や利用者から「図書の寄付」を募ってもらいたい。図書館は必要な本だけを受け入れる。寄付も募ってもよいと思います。 ●古い図書が多いように感じる。一定の整理が必要だと思う。全て廃棄ではなく、閉架書庫などで保管して必要な時に見られるようにしてほしい。 ●新図書館は、新しい機能を盛り込む事を考えると、展示本のスペースは今とあまり変わらないように見える。本は今よりも増えると言う考え方でいないと、充実した図書館にならないと感じる。その意味から、新図書館は、出来れば、総二階などにして、空きスペースを予め確保できないか?現実的に言えば、現図書館を第二図書館的に使う事を考えてもらいたい。 ●電子図書については、それも良いと思うが、借りるときに概要程度が見られること。出来れば図書館でゆっくり読める事。電子図書の購入コストとランニングコスト(更新?)が、一般図書購入を圧迫しないかを事前に市民に知らせてほしい。うまく両立できるのかが不明。 ●伊達地域のコーナーには、伊達市にまつわる図書を集め、市民の活動もわかるコーナーにしてほしい。	**【　その他　】** 限られた予算の範囲内で多くの人に読まれるであろう本を中心に選書しておりますが、可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。 なお、日頃より市民の皆様等から本の寄付をいただいておりますが、一冊毎に伊達市における所蔵状況の確認・入替、装備等の作業が必要となりますので、新図書館整備の限られた時間内での大量の本の寄付についての対応は難しいものと考えております。 最近の図書館では、書架と書架の間隔が広くなるなどバリアフリー等に対応した配置となるため、蔵書数を維持するためには今以上の施設面積の確保が必要となります。限られた予算の範囲内で可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるような配架等に努めて参ります。 電子図書の導入については、北海道立図書館と連携するなどして、できるだけ将来の負担とならない運用を検討してまいります。 伊達市に関する本については、郷土資料として引き続き適切な配架をしていきたいと考えております。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-3	予備的な事としては、 ●イベントスペース２階に、映写会などが出来るように、暗幕、プロジェクター・スクリーンなどを設置してほしい。 ●太陽光発電は賛成 ●建物は、省エネ・長持ち・室温変化が少ない「高断熱・高気密」にしてほしい。ランニングコストが抑えられ、本にも人にも優しい。 ●自動貸出返却機は賛成 ●バリアフリーは賛成 ●室内の土足は止めてほしい。今までどおりが良い　本にも人にとっても良い ●飲料の自動販売機はほしい。また飲む場所も必要。 ●自動検索機の内容が分からないが、今の図書の検索はやりにくいので改善を望む。50音式?キーボードは使いにくい。 ●データーベースコーナーの内容が分からない ●新図書館開館後も利用者の意見を聞く為に、投書ポストや適宜に意見交換会なども検討してほしい。	**【　その他　】** 図書館の施設・設備等については、暗幕・プロジェクター・スクリーン等について新図書館でも引き続き利用できるようにするとともに、利用者にとって利便性が高くなる自動貸出返却機等の導入、環境に優しい施設となる太陽光発電等の導入の検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。また、新聞記事の検索等ができるデータベースの導入の検討を進めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-1	図書館を指定管理者に任せるのは、現在はもちろん将来においても絶対反対です。 何故なら市立図書館という公の物を民間に託してはダメです。営利を追求する者に市立図書館は不適当です。 これからは、今まで図書館を利用していた人々、利用していなかった人々にも身近な施設となるように、それぞれの世代に合う独立した環境を整備するべきです。 それぞれの目的を持って、利用する方々が気持ちよく過ごせるような空間が望ましいです。 熟考をお願いします。	**【　その他　】** 図書館の運営方法については、利用者にとって身近で気持ちよく過ごせる施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

第４期伊達市障がい者計画（案）
に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

伊達市では、平成31年3月に「第３期伊達市障がい者計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、お互いを支え合い、個性を尊重し人格を認め合いながら共生する社会を実現するため、「障がい者の基本的人権を享有する個人としての尊厳と社会参加の促進による共生社会の実現」を基本理念とし、各種の取組を推進してまいりました。この度、５年間の計画期間を終えることから、令和６年度からの障がい者福祉に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、「第４期伊達市障がい者計画（案）」を作成しましたので、計画（案）についての意見を市民の皆さまから募集します。

健康福祉部　社会福祉課

■意見募集案件　「第４期伊達市障がい者計画」の策定

■意見募集期間　令和６年１月17日（水）から２月15日（木）まで
（３０日間）

■意見提出方法　別紙**「意見用紙」等**により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。

※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

■意見提出先
◎持　参　伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係
（本庁舎１階８番窓口）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0024　伊達市鹿島町20番地1
伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：０１４２－２５－４１９５
◎電子メール　アドレス：shogai@city.date.hokkaido.jp

■閲覧場所
◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第２庁舎・大滝総合支所・社会福祉課窓口）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

別　紙

第４期伊達市障がい者計画（案）
に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

意　見　用　紙

■意見募集期間　令和６年１月17日（水）から２月15日（木）まで（３０日間）

■意見提出先
◎持　参　伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係
（本庁舎１階８番窓口）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0024　伊達市鹿島町20番地1
伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：０１４２－２５－４１９５
◎電子メール　アドレス：shogai@city.date.hokkaido.jp

ご　氏　名	
ご　住　所	電話番号 （　　）

※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

ご　意　見

第４期伊達市障がい者計画（案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第４期伊達市障がい者計画（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案件名	「第４期伊達市障がい者計画」の策定		
募集期間	令和６年１月17日（水）から２月15日（木）まで （３０日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	４　件　（　３　名　）		
無記名などにより無効となった意見件数	０　件　（　０　名　）		
有効な意見の取扱い	反　映	意見の全て、または一部を案に反映するもの	０　件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	１　件
	その他	その他の意見・今後の参考として伺ったもの	３　件
有効な意見の提出方法	電子メール		３　名
	郵送		０　名
	ファクシミリ		０　名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		０　名
お問い合わせ先	伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係 （本庁舎１階８番窓口） 〒052-0024　伊達市鹿島町20番地1 電話番号　：０１４２－８２－３１９３ ＦＡＸ番号　：０１４２－２５－４１９５ Ｅメール　：shogai@city.date.hokkaido.jp		

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	概要版について、１．計画策定の趣旨から９．計画の推進までの項目について、きめ細かく記載されてわかりやすいのですが、ちょっと工夫して頂き各項目が、ひと目で分かるようコンパクトに図形での表示もしては、どうかと思います。障がい者は、どちらかと言えば年配者が多いと思いますので、簡単明瞭にしていただけるとありがたいです。	**【　その他　】** 計画の内容が多いため全ての項目を網羅して図形で表すことは難しいですが、ご意見を参考にＡ３用紙１枚程度にまとめたものの作成を検討いたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	・小学生の福祉体験について 　小学生の息子がいますが、先日視覚障がい者の疑似体験や車いす操作を経験した様で、小学生のうちからその様な体験を学ぶ機会がありとても嬉しく思います。若いうちから障がいに対する理解に繋がり、偏見の払拭になると感じております。市のイベントでも、その様な機会が増えると良いなと思います。自身も病院に勤務しているのでもしお手伝いできることなどあれば参加したいと考えております。	**【　既掲載　】** 　福祉教育へのご協力の提案をいただきありがとうございます。 　障がいの有無に関わらず、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支え合い、互いに認め合う共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが様々な障がいについて正しい知識を得て、理解を深めていく必要があります。 　計画案２６ページの１－１差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止（２）理解促進④「福祉教育による福祉意識の啓発」に記載のとおり取組を進めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-2	・避難行動要支援者の個人避難計画についてお聞きします。 　車いすを主な移動手段とする方にとって実際に町の中は障がいとなる場面が多くあると感じております（路肩の段差や階段の操作など）。災害が起きたときに、規模によってはさらに移動しづらくなることが予想されますが、個人で避難所までの移動は限界もある為、実際に車いすを含めた避難訓練などを若い人も含めて参加していくことが望まれると感じております。 　山下町などは高齢者が多い印象があり、海辺に近いことからも実践的な取り組みとして、平時のうちにどの様に対策されているのか機会があればお聞きしたいです。 　また、昨年参加したふれあい広場で車いすに装着する福祉用具について説明してくれた方がおりました。その様なものを広く情報提供したり、普段から使い慣れておくこともいざという時の備えに繋がると感じております。 ・以前から、旭川など実際に冬場の避難所で宿泊する訓練や体験なども行っており、いざという時のシミュレーションにも繋がるので大事だなと感じておりました。その様な中、昨年参加させて頂いた防災キャンプでは、様々な企画がなされ、楽しみながら災害について学ぶ事が出来、子どもの参加もしやすい事からとても良い体験でした。 もっと多くの市民の方が参加出来る場になれればと思います。	**【　その他　】** 　洪水、津波などの災害において一番重要なことは速やかにより高い場所へ逃げることです。山下町付近の住民は館山公園や国道より北側、また避難に時間のかかる方は避難ビル（駅前団地１号棟や２号棟、ウェルシータワー伊達）や伊達紋別駅自由通路などへ避難されることを推奨しております。 　昨年の防災総合訓練では実際に住民の方にそれらの避難場所へ避難していただきましたが、要配慮者の防災対策について行政機関だけでは十分な対応が行き届かない可能性があるため近隣住民どうしで助け合う共助と、行政機関による公助の連携が重要となってきます。 　昨年実施した防災キャンプにご参加くださいましてありがとうございました。 　今後は、防災イベントの効果的な開催方法について様々な角度から検討していきます。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	Ｐ３２　２−３自立した生活の支援 これまでの計画では、障がい者だけに視点がいっており、障がい者を支える人々の状態状況についてはあまり触れられていなかったように思います。 今、伊達市内の現状は、高齢者福祉でも言えることですが、支援者が疲弊し切っており、転職離職が止みません。その結果、必要な支援やサービスが受けられない人がどんどん増えてきている現状です。支援者も人であり、生活があります。支えること、介護すること、そのために身を粉にすることが当たり前だとする日本の美徳なようで悪しき習慣（と入っても過言ではないと思っています）を見直さなければならない時期にとっくにきていると感じています。 福祉用具や機器の活用、介護ロボットやITの積極的導入は活路になりますし、成功をすでに収めている地域もあります。情報提供はもちろんのこと、障がい者福祉を大切にしている我が市だからこそ、むしろモデル地域として何か取り組んでいただきたいと思っています。 支える人介護にあたる人の健康が保証され、心身ともに少しでも余裕を持って働くことができてこそ、安心安全に障がい者が暮らせる地域ができると思いますし、虐待などの悲しい事件がなくなっていくのだと思います。 そういう意味でノーリフティングケアという、合理的で新しい考え方を入れていくことが示されたことに期待するとともに、今後具体的にどう入ったことを関連部署と話し合って進めていくかをお聞きしたいと思いました。情報提供以外に、高知県や九州四国関西などの先進地域の実例などから、何か導入を考えられるものなどあればお示しいただきたいです。	**【　その他　】** 障がいのある人の日常生活を支えるためには、支える人が心身ともに健康であることが重要です。 計画案３３ページの２−３自立した生活の支援（１）相談支援体制の整備②「相談支援体制の充実」に記載の介護技術や介護機器等の活用・導入に関する情報提供について、先進地域の事例を参考に、関連部署との連携も含め具体的な取組について、今後検討していきます。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

健康増進計画「第３次健康づくり伊達21（案）」に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

本市では、現在の「第２次健康づくり伊達21」の計画期間が終了することから、新たに「第３次健康づくり伊達21」を策定します。

健康増進計画は、国の基本的方針や北海道の計画を勘案し、伊達市の今後12年間（計画期間：2024年度～2035年度）の総合的な健康づくりの指針として、健康課題解決のための取り組みを計画的にすすめることにより健康寿命の延伸を図るものです。

このたび、令和６年度からの健康増進に関する更なる取り組みを総合的、計画的に推進するため、「第３次健康づくり伊達21（案）」がまとまりましたので、この（案）についての意見を市民の皆様から募集します。

健康福祉部　健康推進課

■意見募集案件　健康増進計画「第3次健康づくり伊達21（案）」について

■意見募集期間　令和６年１月17日（水）から令和６年２月15日（木）まで
（３０日間）

■意見提出方法　別紙**「意見用紙」等**により氏名・住所を明記の上、ご意見をお寄せください。
※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

■意見提出先
◎持　参　保健センター（第２庁舎１階　健康推進課）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0021　伊達市末永町39番地8
伊達市健康福祉部健康推進課地域保健係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：０１４２－２５－３３２５
◎電子メール　アドレス：hoken@city.date.hokkaido.jp

■閲覧場所
◎伊達市役所（本庁舎ロビー「パブリック・コメントコーナー」
第２庁舎（1階　健康推進課）・大滝総合支所）
◎伊達市市民活動センター
◎だて歴史の杜カルチャーセンター（ロビー）
◎伊達市総合体育館（ロビー）
◎各コミュニティセンター（有珠・長和・東・黄金）

別　紙

健康増進計画「第３次健康づくり伊達21（案）」
に対する市民意見の公募（パブリックコメント）

意　見　用　紙

■意見募集期間　令和６年１月17日（水）から令和６年２月15日（木）まで

■意見提出先
◎持　参　保健センター（第２庁舎１階　健康推進課）
◎投　函　伊達市役所本庁舎１階ロビー設置の投函箱
◎郵　送　〒052-0021　伊達市末永町39番地8
伊達市健康福祉部健康推進課地域保健係　宛
◎ＦＡＸ　ＦＡＸ番号：0142-25-3325
◎電子メール　アドレス：hoken@city.date.hokkaido.jp

ご　氏　名	
ご　住　所	

※団体の場合は団体名・代表者名・事務所所在地をご記載ください。
※氏名・住所等の記載の無い意見は無効となりますのでご留意ください。

ご　意　見

健康増進計画「第３次健康づくり伊達21（案）」に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「第３次健康づくり伊達21（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案件名	「第３次健康づくり伊達21」の策定		
募集期間	令和６年１月17日（水）から２月15日（木）まで （３０日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	19 件 （ ３ 名 ） ※意見番号数：17件		
無記名などにより無効となった意見件数	０ 件 （ ０ 名 ）		
有効な意見の取扱い	反映	意見の全て、または一部を案に反映するもの	６ 件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	２ 件
	その他	その他の意見・今後の参考として伺ったもの	11 件
有効な意見の提出方法	電子メール		２ 名
	郵送		０ 名
	ファクシミリ		１ 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		０ 名
お問い合わせ先	伊達市健康福祉部健康推進課地域保健係（第２庁舎１階） 〒052-0021 伊達市末永町39番地8 電話番号 ：０１４２－８２－３１９８（内線604） ＦＡＸ番号 ：０１４２－２５－３３２５ Ｅメール ：hoken@city.date.hokkaido.jp		

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	事業所との連携について 労働安全衛生法では事業所の規模に関わらず、従業員に対して定期の健康診断をすることになっています。特に、50人未満の事業所では、職員の健康管理にまで手が回らず、健康診断の結果が要医療等になっていても放置されていることが予想されます。 そこで、事業所と提携を結び本人の了解を得て、Ⅱ度以上高血圧、HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）7.0以上およびγGTP（ガンマジーティーピー）400以上（アルコール依存症の可能性）の従業員を事業所から市役所に報告してもらい、事業所と市役所が連携して事後指導をすることを提案します。	**【 その他 】** これまで、依頼のあった企業への健康教育・個別健康相談を実施してきましたが、いただいた意見を参考に50人未満の中小企業の健康管理体制について、幅広く実態を把握した上で、必要な取り組みを検討してまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-2	血圧計の貸し出しについて 家庭血圧を測定することが薦められていますが、血圧計がある家庭は30％程度であったかと思います。 市役所で貸し出し用の血圧計を用意し、健診等で高血圧が疑われた場合に、家庭や事業所に血圧計を貸し出してはいかがでしょうか。 朝と晩の血圧を数日間測定してもらい、受診の判断目安や治療のベースラインとして活用できると思います。	**【 その他 】** 健診で血圧が高めの方に保健指導する際は、必要に応じて血圧記録表をお渡しして家庭血圧を計測した上で、受診するように勧めています。 血圧計の貸し出しは適切な受診につながる手段の一つとして今後の参考にさせていただきます。 まずは、保健センター来所による血圧測定・健康相談の勧奨や市内で血圧測定できる施設を周知し、多くの市民の皆さんが血圧に関心を持てるよう取り組みを進めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-3	睡眠状況の調査について 案の７、市民の生活習慣と健康状態 (3)休養・こころの健康　①睡眠で十分休養がとれている人の割合で、睡眠で十分休養がとれている人の割合が80％程度と記載されていますが、就労している年齢層では異なるのではないかと思います。睡眠時間では男女差もあるといわれています。 OECD（経済協力開発機構）諸国のなかで、日本人の睡眠時間は最短であり、睡眠時間の確保が必要といわれています。 そこで、市民の睡眠時間のデータを取得することが望ましいと思います。とりあえず、限られた対象集団（例：市役所職員）で、スマホの睡眠アプリを活用したデータの収集を考慮してはいかがでしょうか。	**【 その他・反　映 】** 【その他】 ご指摘のとおり、厚生労働省が実施している「国民健康・栄養調査」では、20～50代は他の世代と比較して平均睡眠時間が短いことが判明しています。主な理由は、仕事や家事、就寝前の携帯電話やゲームの使用があげられており、当市においても同様の傾向にあることが推測されます。 睡眠の質と心身の健康に相関があることは明らかであるため、いただいたご提案は、分析を深める際の調査方法として参考にさせていただきます。 【反映】 いただいた意見を参考に、就労者をはじめ、すべての世代が睡眠の重要性への理解を深められるように普及啓発に努めてまいります。 そのため、 38ページ（２）行政の取り組み 「こころの健康に関する情報提供」 ・広報紙やパネル展示、健康教育等で、各世代に向けたこころの健康に関する情報提供 を 「質の良い睡眠やこころの健康に関する情報提供」 ・広報紙やパネル展示、健康教育等で、各世代に向けた質の良い睡眠やこころの健康に関する情報提供 と表記することにいたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-4	睡眠時無呼吸症候群への対策について 睡眠時無呼吸症候群の罹患割合は４％程度といわれています。この症候群は脳卒中等の重大な疾患のリスクファクターであり、軽視できません。 そこで、問診票（ESSなど）による患者の発見や希望者へのパルスオキシメーター（睡眠中の酸素飽和度と脈拍を測定する）の貸し出し等を考慮してはいかがでしょうか。	**【　その他　】** ご指摘のとおり、睡眠時無呼吸症候群は軽視できない健康問題です。そのため、疾病やセルフチェック方法を広く周知し、危険性の高い方が早期に受診につながることが重要です。 また、医療機関を受診し、医師の指示のもと測定することが適切な診断につながると考えております。 意見番号1‐3と同様に、広報紙や健康教育等で睡眠に関する情報提供を行い、普及啓発に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-5	人工透析対策について 健康診断でのeGFR（イージーエフアール）の測定を普及し、eGFR値が低下する速度が速い人や40～50％を切りそうな人に対する早期の介入を考えてはいかがでしょうか。	**【 既搭載 】** 案12ページに掲載のとおり、生活習慣に起因する疾病による人工透析の開始が多くの割合を占めている現状を踏まえ、eGFRの測定や結果に基づく保健指導などの取り組みを行っております。 今後も高血圧、糖尿病等の生活習慣病予防や重症化予防対策を継続してまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-6	子どもの近視対策について ゲーム機やスマホなどの利用によって、近視人口の拡大が懸念されています。これを放置すると、視覚障碍者が増加すると危惧され、伊達市でも何らかの対策が必要であると思います。 学校や家庭を通して、 ①外遊び時間を増やしスマホやゲーム機の利用時間を 減らすこと ②画面と眼の距離を離すこと ③機器利用中に時々眼を休ませることなどを周知・実践することが必要と思います。	**【 その他 】** 学校等と連携を図り、引き続き眼の健康やメディアの利用法について普及啓発を進めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-7	38ページ　(2)行政の取組について 心理士による定期的な相談 １～２か月に１回程度、市の主催で、（医療機関等に依頼して勤務している）心理士による個別相談を開催し、子育て、家族関係、職場でのいじめ・人間関係などの相談に対応していただいてはいかがでしょうか。	**【 その他 】** 各種相談窓口の体制については各ライフステージや分野別の相談窓口が設置されておりますことから、市民の皆さんのニーズに応じることができるよう、相談窓口の周知やニーズの把握に努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	第３次健康づくり伊達２１計画については、各項目別にコンパクトにまとめてあり、大変わかりやすいと思います。 これらの行動目標の取り組みについて、どのように市民に推進していくかが問題であると思いますので、健康づくり伊達２１推進会議で各行動目標について具体的取り組みをするため、市民の意見を聴取し目標達成をしていただきたいです。	**【 その他 】** 第３次計画につきましても具体的取り組みを進め、本推進会議により定期的に評価・意見聴取を行いながら、目標達成に向け努めてまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	用語解説について 「地域包括連携協定」など、もう少し説明があると良い単語がありました。	**【 反　映 】** ご指摘のとおり、本計画内容をより理解いただくため、27ページの用語解説に、地域包括連携協定についての説明を掲載いたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-2	P4-28 第３章について 　伊達市の現状と課題をまとめていただき大変参考になりました。 ただしもう少し課題抽出のために掘り下げて分析をした方が良いと思われる項目が多数見られました。 例えば、飲酒・喫煙の多さは他の健康状態にも与える影響の多い改善すべき習慣であることは言うまでもありませんが、世代ごとの多い少ないだけで止まっているので、「なぜ多いのか」背景などを探れずにいるように思います。世代以外に「どのような人に多いのか」調査されていますか？例えば職業ごとに違いはないでしょうか。また、教育や影響という点では親や親戚が子供に与える影響などを考えてみたことはありますか？　時間をかけた調査が必要になると思いますが、例えば、喫煙率・飲酒率の高い家庭で育った子供の喫煙・飲酒率なども調べてみても良いのではないでしょうか。同じことは「欠食率」「野菜摂取量」「運動習慣のあるなし」などなどいくつかの項目でも言えることです。 長期計画であるということは健康づくりそのものだけでなく、長期に渡る調査分析も計画できるということです。そういった課題を明確にする調査分析と今後の計画も入れていただきたいと思います。それらがないために、たくさんのデータを整理して表記していますが、要因分析がしきれず、その後の目標設定と具体的取り組みの焦点が絞れなくなっているという印象を強く受けています。	**【 その他 】** ご指摘のとおり、本計画は国や北海道と比較できるデータを中心に分析しており、分野ごとの詳しい分析が十分に検討できていない部分も認められます。 そのため、いただいた意見は、分析を深める際の調査方法として参考にさせていただきます。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-3	P27の健康づくりサポーター事業について 市民が主体的に市と協働して健康づくりを進める一事業として重視していることが伝わり、関わっている者として嬉しく思いました（今後も頑張っていこうと思えました） 一方で認知度について、若い世代や健康無関心層へのアプローチが必要であるというまとめになっていましたが、これは何かこれらの層に足りないという根拠があったのでしょうか？健康に関心の高い層の利用が多かったとするデータがどこからきたのかも含め表現が大変気になりましたので、ご説明いただきたいです。	**【　反 映　】** 記載したデータは、健康づくりサポーター事業の利用者を対象としたアンケート結果となっております。日ごろから健康づくりに積極的な高齢者団体等のデータが多く集まったことから、若い世代や健康無関心層へのアプローチが必要であると分析いたしました。 いただいた意見を参考に、わかりやすい表現に改めることといたします。 27ページ 「健康づくりサポーターの認知度は徐々に上昇しつつありますが、これまでは比較的健康に関心の高い層の利用が多かったことから、今後は若い世代や健康無関心層へのアプローチが必要です。」 を 「健康づくりサポーターの認知度は徐々に上昇しつつあります。今後はより幅広い世代の利用に向け、若い世代や健康無関心層へのアプローチが必要です。」 と表記することといたします。

◎ 凡 例

【　反 映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-4	P29 第4章　基本方針について （１）「理念/目的」「方針」「目標」などよく使われる言葉ですが、それぞれの言葉の意味を正しく把握し使う必要があると考えます。 冒頭にある基本理念（目的）は、伊達市のこの事業の根幹であり不変であるものになると思われますが、これは第２次と変わりありませんか（調べている時間なくお聞きしてすみません） その上で「目標」とは今回の12年間で目指すべき指標＝目標だったでしょうか。12年間の目標は長期目標といえます。途中での見直しについて触れられていましたが、中期短期目標を立てるのは難しかったでしょうか。 （２）方針とは進むべき方向のことです。細かいようですが章のタイトルとして「基本方針」とするのは内容の一部しか示していないため、そぐわないようにも思いました。	**【 その他・反映 】** （１） 【その他】 本計画の基本理念は、「第２次健康づくり伊達21」の理念をもとに、SDGｓ（エス・ディー・ジーズ）といった時代の変化を反映し設定しております。また、短期中期目標の設定については、「健康日本21（第３次）」や「すこやか北海道21」との整合性を図るため市独自に設定せず、毎年実施する「伊達市健康づくり推進協議会」において評価・意見聴収を行うとともに、中間評価では国や北海道の中間評価と比較しつつ、見直しを行い進行管理に努めてまいります。 （２） 【反映】 ご指摘のとおり、29ページの「第４章　基本方針」は、「２　計画の基本方針」と重なる表題であることから、よりわかりやすい表現に改めることといたします。 「第４章　基本方針」を 「第４章　第3次健康づくり伊達21の目指す姿」と表記することといたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-5	P31 第5章について 全体を通して、ここも言葉の使い方と項目が気になりました。 各項目において冒頭にある「行動目標」ですが、これだけで目標は充分でしょうか？ 「行動目標」とともに「状態目標」を示す必要はないでしょうか？順序的にも「状態目標」が明確に挙げられた上でそれに続く「行動目標」であればスムーズですが、それがないためどのような状態を目指すのかが全て分野においてぼやけているように思います。数値目標はその一つで、達成度を評価する上でも重要であり全体を判断できるものを選びあげておくべきだと思います。ただ、数値目標だけが目指す状態目標ではないと思いますので、まず「基本理念」「基本目標」につながる分野ごとの「状態目標」を示された上で、それを明確にする「数値目標」があり、そのための「行動目標」を示す。そして現段階で挙げられる「具体的取り組み」を紹介するという並びが良いのではないでしょうか。並び方はお任せするとしても「状態目標」と「行動目標」を整理して掲げていただきたいです。	**【 既搭載 】** ご意見にあります「状態目標」は、本計画における「８．主要な健康課題」（28ページ）に記載しており、各分野の「行動目標」は、主要な健康課題に沿って設定しております。 「市民の行動目標」は市民の皆さんが目指す姿であり、市民と関係団体、行政等が一体となって取り組みを進めていけるよう記載しているものです。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-6	P31 生活習慣病について これは表現から受ける印象もあるのですが、「がん教育をとおして、正しい生活習慣の知識を身につける」という表現は気になりました。極端な拾い方をすれば「生活習慣が悪かったからがんになった」とも受け取れます。そういう意味でありそういう教育を子供達にするという意味だったでしょうか？生活習慣病や病気がなぜ起きて、どのように重症化していくのか、二次障害とは何か、障がいとは何か、老いるとはどういうことで何が起きるのか、など子供の頃から正しく学ぶことは大変有意義で必要なことだと思います。特に健康課題にあがっている生活習慣病への一般的な流れや、脳血管障害後遺症による障がいや高齢による要介護状態など、上手に子供の頃から伝えることは、12年という長期計画において必ず効果が現れるものだと思うだけに、なぜそれらとは直接因果関係を持ちにくい悪性新生物・がんを題材に示されたのか、合わせてお聞きしたいです（間接的な影響はあるものですが）	**【反　映】** 当市のがん教育は「伊達市がん対策推進条例」及び「伊達市の教育」に基づき、学校と連携してすでに取り組んでいることから、題材として計画に記載いたしました。内容につきましては、学習指導要領や「学校におけるがん教育の在り方について」に明記されている生活習慣病の予防と回復等の視点を重視しており、がん教育の場を活用することで、幅広く生活習慣病予防や望ましい生活習慣の獲得について啓発できるものと考えております。今後も学校と連携を図り様々な場で生活習慣病予防や正しい生活習慣の獲得について取り組みを進めてまいります。 いただいた意見を参考に、 【乳幼児・学童期の行動目標】 「がん教育をとおして、正しい生活習慣の知識を身につけよう」を 「正しい生活習慣の知識を身につけよう」に表記することといたします。 【（２）行政の取り組み】 「がん教育を通じて正しい生活習慣について啓発」を 「がん教育等を通じて正しい生活習慣について啓発」に表記することといたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-7	P33 栄養・食生活について 行動目標の中身をもう少し「現状と課題」に合わせて整理し示すことはできないでしょうか。数値目標で後から評価しきれないような項目もあり途中や終了時に目標達成率を評価できるか疑問も残ります。	**【反　映】** 本計画は、市町村食育推進基本計画としても位置付けていることから、その趣旨を含めた行動目標を設定しました。 栄養・食生活の健康課題に絞った市民の行動目標に整理することで、より実践につながると判断しましたので、いただいた意見を参考に、よりわかりやすい表記に改めます。 市民の行動目標を 「朝食をとり、健康的な食生活を実践しよう」 「適正体重の維持に努めよう（高齢期はやせに気をつけよう）」 「伊達野菜や果物を今より１皿増やそう（野菜から食べよう）」 と表記することといたします。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-8	P35 身体活動・運動について 現状と課題では２極化が指摘されていたかと思います。運動習慣がある人がなぜそのような状態になったのかの分析がもう少しできれば、ない人にある人が好影響を与えたり、支援者がない人に習慣を持たせるヒントを得ることもできるのではと思いました。そういう意味でも運動習慣のある人へのアプローチをどう考えているのかについてお聞きしたいです（そこに市民の主体的な取り組みへのヒントがあると考えています）。	**【 その他 】** 運動習慣のある人は現在の取り組みを継続するとともに、運動習慣がない人を誘って仲間と楽しく運動できる環境づくりに向けたアプローチを進めていきたいと考えております。いただいたご意見を参考に、今後も取り組みを検討してまいります。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの

様式第１号（第２条）

市　民　意　見　の　公　募　結　果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-9	喫煙・飲酒について 意見番号3‐2として少し触れましたが、現状と課題を分析することで違うアプローチが見えてくると思います。大人が子供に与える影響や職業別の対策が必要だと感じていますが、まずはもう少しデータを持っているのかをお聞きしたいです。	**【 その他 】** 喫煙に関するデータは、健診受診者（40歳以上）の喫煙率、乳幼児健診や妊娠届出時における父母の喫煙率（20～40代）について把握しております。 飲酒に関するデータは、健診受診者（40歳以上）の飲酒量・飲酒頻度、特定保健指導実施者の飲酒状況、妊娠届出時の飲酒状況について把握しております。

◎ 凡　例

【　反　映　】：　意見の全て、または一部を案に反映するもの

【　既登載　】：　既に案に盛り込んでいるもの

【　その他　】：　その他の意見・今後の参考として伺ったもの